



北海道連盟規約



(平成 29 年 2 月 18 日改訂)



一般財団法人

日本リトルシニア中学硬式野球協会

北海道連盟

第1章 総則

第1条 <名称>

本連盟は、一般財団法人 日本リトルシニア中学硬式野球協会 北海道連盟(以下、本連盟と称する)。

第2条 <事務所>

本連盟の事務所は、札幌市北区に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 <目的>

本連盟は、道内の野球を愛好する中学生に硬式野球を正しく指導し、国際的スポーツマンとしての社会性を養い、強健な身体と健全な精神を涵養し、世界平和の基礎をつくることを目的とする。

第4条 <事業>

本連盟は、第2条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) リトルシニア野球の普及と指導、育成。
- (2) 日本協会ならびに本連盟の野球大会。
- (3) 国際親善のための海外遠征および招待試合。
- (4) 本連盟加盟の各チームの後援ならびに指導、監督。
- (5) その他、本連盟の目的達成に必要な事項。

第2章 組織

第5条 <加盟資格>

本連盟の加盟はチーム単位とし、次の各項の手続きを完了しなければならない。

- (1) 本連盟に加盟希望のチームは、新チーム加盟申請書(様式-1)、新チーム加盟役員・指導者申請書(様式-2)、また本連盟加盟の1チーム以上から推薦を受け、新チーム加盟推薦書(様式-3)を添付し、理事長に提出しなければならない。
- (2) 本連盟は、申込みを受けたとき常務理事会(=審査会)により審査を行い、理事会の決議を得て加盟を承認とする。
- (3) 本連盟に加盟を承認されたときは、加盟費(5万円)を納入しなければならない。
- (4) 本連盟に加盟したチームは、日本協会に登録する。

第6条 <退会>

本連盟の加盟チームは、次の各項に該当するときは退会したものとみなす。

- (1) チームを解散したとき。
- (2) 連盟費(年会費)を納入しないとき。
- (3) 連盟費(年会費)は、新規登録した年度から5年以内に退会した場合であっても、その期間の納入義務は免れない。

第7条 <懲 戒>

加盟チーム及びその構成員が本連盟の名誉を毀損、または趣旨目的に反するような行為のあったときは、理事会の決議により警告・謹慎・出場停止または、除名することができる。ただし、上記処分のうち、除名を受けた者が深く反省し、かつ本連盟のためになると判断した場合、理事会の決議により除名を解除することができる。

(1) 懲戒規定は別途定める。

第8条 <抛出金品の不返還>

既納の会費・その他の抛出金品は、その理由の如何を問わずこれを返還しないものとする。

第3章 役員

第9条 <役員を設置>

本連盟に、次の役員を置くことができる。

理事長 1名、副理事長 若干名、事務局長 1名、事務局次長 1名、総務部長 1名、運営部長 1名、会計部長 1名、監事 2名、理事 加盟チーム数

第10条 <役員を選任>

- (1) 理事長は、改選年度前年の理事会（12月）においてこれを選出する。
- (2) 新たに選ばれた理事長は、現行の3役(理事長・副理事長・事務局長)で構成する役員選考委員会を発足させる。
- (3) 役員選考委員会は、新たに常務理事の副理事長、事務局長、事務局次長、総務部長、会計部長、運営部長を選出し、総会（2月）の承認を得て決める。
- (4) 12月～2月までは、現行の役員が暫定役員を務める。
- (5) 理事長・副理事長・事務局長・事務局次長、総務部長、会計部長、運営部長の常務理事を選出したチームは、もう1名の理事を選出することができる。

第11条 <顧問>

本連盟に顧問を置くことができる。

- (1) 顧問は、理事長が推薦し、理事会の承認を得て決定する。
- (2) 顧問は理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし、決議には加わることはできない。
- (3) 理事長、副理事長、事務局長経験者は、2期4年を限度として顧問に就任できる。ただし、理事会の承認を得て決定する。

第12条 <任期>

役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- (1) 役員に欠員が生じた場合は、理事長が委嘱し理事会に報告する。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 常務理事は、満70歳を以って定年とする。ただし、任期中に満70歳になった場合は、任用期間を全うする。

第13条 <役員解任>

役員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

第14条 <理事の職務及び権限>

理事は、各チームにおいて選出（理事登録申請書・様式-4）および理事長が委嘱した者とする。但し、各チームにおいて選出された理事は、チームの三役（会長、副会長、事務局長）の者とする。この規定に定めるところにより職務を執行する。

- (1) 理事長は本連盟を代表し、会務を総括する。
- (2) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、理事長の命を受けて会務を執行する。
- (4) 理事長は、毎年度に1回以上、会務の執行状況を理事会に報告する。

第15条 <監事の選出、職務及び権限>

監事は、理事長が推薦し、理事会の承認を得て決める。

2. 監事は、会務の執行を監査し、監査報告を作成する。
3. 監事は、事業報告及び収支決算の監査を行う。
4. 監事は、いつでも常務理事に対して、事業報告を求め、本連盟の業務及び財産の状況を調査することができる。

第16条 <役員等の報酬等>

理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤専任者については、第18条によって別途定める規定により、報酬を支給することができる。

第4章 事務局

第17条 <設置及び任免>

本連盟の事務を処理するために、事務局を設け、別途定めた所定の職員を置くことができる。

2. 職員は理事長が任免する。

第18条 <組織及び運営>

事務局の組織及び職員の給与を含めた運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が定める。

2. 恒常的な給与の発生については、あくまでも拘束時間を持つことを原則とする。

第5章 理事会・三役会議・常務理事会

第19条 <理事会>

理事会は、すべての理事及び各チームの代表者1名から構成し、本連盟の最高議決機関とする。

2. 議決権は各常務理事1票、各チーム1票とする。
3. 理事会は次の事項を行う。
 - (1) 事業計画及び予算の承認。
 - (2) 事業報告及び収支決算の承認。
 - (3) 役員を選定及び解職。
 - (4) 本規定の改定。
 - (5) 本連盟が主催する大会の運営に関する事項の審議。

(6) その他、本連盟の運営上必要と認められる事項の審議。

第20条 <三役会議・常務理事会>

理事長・副理事長・事務局長・事務局次長・総務部長・会計部長・運営部長・監督会
会長・審判部長を以って、常務理事会を組織し常務の執行にあたる。

また、緊急審議を要する場合は、理事長、副理事長、事務局長による三役会議、または持ち回り稟議で、これを決定執行する。

ただし、事後において理事会に報告し承認を得ることとする。

第21条 <議長>

理事会及び常務理事会の議長は、理事長があたる。なお、理事長が欠席の場合は、副理事長が代行する。

第22条 <開催>

理事会は、2月の第三土曜日(=総会)と、12月の第一土曜日に開催する。

2.常務理事会は、毎年春と秋の2回開催する。

第23条 <招集>

理事会及び常務理事会は、理事長が招集する。

2.理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

3.理事会、常務理事会は、理事長が必要と認めたとき、又は理事会は理事の過半数、常務理事会は常務理事の過半数の請求があつたときはこれを招集する。

4.理事会、常務理事会を招集するときは、開催日の7日前までに会の日時、場所及び会の目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。ただし、事務局長の承諾を得た場合には、電子メール等の電子媒体により通知を発することができる。

5.前項の規定に関わらず、理事会は理事及び監事の全員の同意があるときには、召集の手続きを経ることなく開催することができる。

第24条 <定数及び議決>

理事会、常務理事会は、過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、委任状を以って出席とみなす。

2.理事会、常務理事会各々の決議には、過半数の同意を必要とする。

第25条 <議事録>

理事会の議事については、議事録を作成し、事務局に10年間保管しなければならない。

2.前項の議事録については、議長、監事及びその会議において選任された議事録署名人2名の記名、押印する。

第6章 <専門部>

第26条 <専門部>

常務理事会のもとに事業運営・執行上、次に定める専門部を置き、その分担に応じて

- 部の運営にあたる。
- 2.理事長は各部員を委嘱する。
- ① 総務部 会議の企画運営、庶務、厚生、広報(アナウンスを含む)等にあたる。
- ② 会計部 会計を担当する。
- ③ 運営部 各大会の企画・運営にあたる。
- 3.各部の細則は、別に定める。
- 4.各部の施行に必要な経費については、本連盟の当該年度予算を以ってあてる。

第7章 <支部>

- 第27条 <目的>
本連盟は、大会運営事務の円滑を期するため、支部を設けることができる。
- 第28条 <支部長>
前条に定める支部の地域分担は、別途協議する。
- 第29条 <運営>
各支部の運営に関する規定は、別に定める。

第8章 <審判部>

- 第30条 <目的>
本連盟主催の公式戦の運営と、正しい野球規則の普及のため審判部を置く。
- 第31条 <審判部長>
審判部長は、各チームの審判長の互選により、理事会が承認し、審判部を総括する。
2.任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 第32条 <運営>
審判部運営のために理事会に諮り、別に施行細則を設ける。

第9章 <監督会>

- 第33条 <目的及び事業>
所属団員の正しい育成に必要な事業及び自己啓蒙の講習会等の主催、協力、支援を行うとともに会員相相互の情報交換と現場の意見を集約し連盟へ上申することを趣旨とする。
- 第34条 <会員及び会員資格>
本会は、リトルシニア北海道連盟監督会と称し、連盟所属チームの監督を持って会員とする。
- 第35条 <役員及び任期>

- 1) 顧問を除く役員は会員の互選とし、また顧問は会長が推挙し総会（毎年の連盟総会日）で承認する。
- 2) 役員任期は連盟役員と同期間とし、再任を妨げない。（2年間）なお、欠員などで就任した者の任期は前任者の残任期間とする。
- 3) 役員役職、職務は下記のとおりとする。
 - ・会長 1名 会を代表し、会務を統括する。
 - ・副会長 若干名 会長を補佐し、会長不在時は会長を代行する。
 - ・事務局長 1名 会務を執行する。（会計を兼務する）
 - ・幹事 若干名 会務を決定、執行する。
 - ・会計監査 1名 会計を監査する。
 - ・顧問 若干名 経験や知識をもとに、球団経営並びに指導者等への相談、助言を行う。

第36条 <会議>

通常総会は年1回とし、2月の中旬とする。なお、必要に応じて会長が招集し臨時総会及び役員会を開催することができる。会議は、会長が議長となる。

第37条 <会費及び会計>

- 1) 年会費 1チーム 円3,000とする。（1月～12月）
- 2) この会の会計年度は上記の期間とし、収支については事業とともに通常総会で報告するものとする。

第38条 <その他>

- 1) 全国大会において優勝、準優勝チームの表彰を連盟に推薦する。
- 2) 台湾遠征に係わる派遣指導者の推薦を行う。
- 3) 会議は原則として、各チーム必ず1名の出席を厳守する。（コーチの代行出席も可）
- 4) その他規約にないことについては、役員会で決定する。

※ <リトルシニア間の選手の移籍に関する内規>

- 1) 原則リトルシニア間での移籍は禁止とする。
 - ※ただし、特別な事情及びイレギュラーがあればその都度役員会（会長・副会長・事務局）で協議する。
 - ※特別な事情とは、親の転勤での住居移転やチーム解散による転移。
 - ※その他の事情については、移籍前に必ず監督会役員（会長）へ連絡を入れること。

第10章 会計

第39条 <資産の構成>

本連盟の会計は、各チームの加盟費及び年度会計並びに本連盟の事業に伴う収入・又は資産から生ずる収入・寄付金及びその他の収入を以ってこれに充てる。

第40条 <事業計画及び収支予算>

本連盟の事業計画及び収支予算は、毎会計年度開始前に理事長が計画編成し、常務理事会の審議を得て理事会で決定し、総会での承認を得るものとする。

第41条 <収支決算>

本連盟の収支決算は、毎会計年度開始前に理事長が計画編成し、監事の会計監査を受け、常務理事会の承認を得て事業報告書・会員の異動と共に監事の意見を付し、理事会に報告・承認を得るものとする。

第42条 <会計年度>

本連盟の会計年度は、毎年12月1日に始まり、翌年11月30日に終わる。

第11章 派遣及び研修

第43条 <派遣>

日本協会主催による大会・研修及び全国理事会、その他出席が必要と思われる会合等に、本連盟より役員を派遣する。
費用弁償については別に定める。

第44条 <研修>

本連盟の目的達成のため、次の研修会を開催する。

- (1) 審判講習会
- (2) 指導者講習会
- (3) 保護者講習会

第12章 規約の変更及び解散

第45条 <規約の変更>

本連盟の規約は、理事会において出席者の3分の2以上の同意を得なければ変更することはできない。

第46条 <解散・残余財産の処分>

- (1) 本連盟の目的たる事業の継続が不可能となった場合には解散する。
- (2) 前項により解散する場合は、理事会において3分の2以上の同意を得なければならない。
- (3) 解散のときに存する残余財産の処分については、理事会の決議を得なければならない。
- (4) 残余財産は前項の議決を経て、規約第22条に従って帰属先が決まる。

第13章 附 則

第47条 <施行>

- ①この規約は、昭和60年1月1日より施行する。
- ②平成 2年12月 2日付けで改正。
- ③平成 3年12月 8日付けで改正。
- ④平成 4年 2月15日付けで改正。
- ⑤平成 4年 9月16日付けで改正。
- ⑥平成 6年12月 4日付けで改正。
- ⑦平成12年12月 3日付けで改正。
- ⑧平成13年12月16日付けで改正。
- ⑨平成18年 1月22日付けで改正。
- ⑩平成19年 2月26日付けで改訂。
- ⑪平成21年 2月14日付けで改定。
- ⑫平成22年 2月20日付けで改訂。
- ⑬平成23年 2月19日付けで改訂。
- ⑭平成24年 2月16日付けで改訂。
- ⑮平成25年 12月7日付けで改訂。
- ⑯平成26年 12月6日付けで改訂。
- ⑰平成27年 2月18日付けで改訂。
- ⑱平成28年 12月5月付きで改訂。
- ⑲平成29年 2月18日付けで改訂。

第45条 <細則>

- この規約施行についての細則は、理事会の決議を経て別に定める。
- 2.細則の改廃については、決議による。